

李延壽「南北史」の大一統

渡邊義浩

はじめに

唐の李延壽が著した『南史』八十卷、『北史』一百卷（以下、「南北史」と総称）は、高宗の顯慶四（六五九）年に朝廷に献上された。

高宗は、両書のために、自ら序を著したという。⁽¹⁾ 南北朝の正史については、高祖李淵の六代史編纂の試みを承けて、太宗の貞觀三（六二九）年、五代史編纂の詔が下った。房玄齡・令狐德棻の総監のもと、貞觀十（六三六）年には、姚思廉の『梁書』・『陳書』、李百薬の『北齊書』、令狐德棻らの『北周書』、魏徵らの『隋書』の五代史が完成する。これらに欠けていた志についても、貞觀十五（六四一）年に、「五代史志」編纂の詔が下り、高宗の顯慶元（六五六）年には完成して、やがて『隋書』の志とされる。⁽³⁾

すでに完成していた沈約の『宋書』、蕭子顯の『南齊書』、魏收の『魏書』に加えて、皇帝の詔により南北朝後半の正史が編纂されて

いたにも拘らず、高宗はなぜ李延壽の「南北史」を高く評価したのであろうか。また、『南史』・『北史』の普及により、宋代には『南齊書』・『北齊書』などはむろん、『魏書』や『宋書』にまで欠卷が生ずるほど、「南北史」が読まれた理由は、どこにあるのであろうか。⁽⁴⁾ 本稿は、李延壽の「南北史」の特徴から、それらの問題を考察するものである。

一、「南北史」の体裁と原史料

李大師は、編年體の南北朝通史の執筆を構想して、編纂を開始していたが、志半ばで貞觀二（六二八）年に死去した。李延壽は、崇文館學士などを務め、『隋書』や『晉書』の編纂に参加する一方で、父の南北朝史編纂の志を承け継ぎ、十六年かけて『南史』八十卷、『北史』百卷を完成させた。

『北史』卷一百序傳には、顓頊高陽氏に遡る「隴西の李氏」の家

傳が、李大師・李延壽父子まで描かれる。李大師の傳は、その史書の構想を次のように記している。

(李) 大師 少くして著述の志有り。常に以^{おも}へらく、^① 宋・齊・

梁・陳、魏・齊・周・隋は南北に分隔せば、南書は北を謂ひて索虜と爲し、北書は南を指して島夷と爲す。又^② 各々其の本國

は周悉するも、別國を書すに並びに備ふる能はざるを以て、亦た往往にして實を失ふと。常に改正せんと欲し、^③ 將に吳越春

秋に擬へ、編年して以て南北を備へんと。^⑤

李大師は、^① 宋・齊・梁・陳の南朝と北魏・北齊・北周・隋の北朝とは、史書が互いに「索虜」「島夷」と呼び合っていたと批判する。^⑥

たとえば、沈約は、元嘉二十七(四五〇)年、北魏が劉宋に侵寇したことについて、『宋書』卷九十五 索虜傳において、江南を「神華」と表現したうえで、北魏の侵入に対して天子(文帝)は、「天下」を挙げて対抗した、と記す。ここでの「天下」は、劉宋の領域と同意であり、『宋書』は江南のみを指す「天下」概念と大一統の放棄を特徴とする。^⑦

一方、魏收は、劉宋を「島夷劉裕」、南齊を「島夷蕭道成」、梁を「島夷蕭衍」として列傳で扱ひ、『魏書』島夷蕭道成・島夷蕭衍傳の「史臣曰く」において、南齊と梁を「自ら王者に擬」すだけの存在で、春秋末期の吳・越にも劣るとする。魏收は、北魏こそ南朝を滅ぼして大一統を達成すべき中華の正統国家であることを南朝の王権を全

面的に否定することで明確に表現する。^⑧

しかし、『魏書』は北齊を正統とするため、西魏↓隋↓唐の正統性を明示することはない。^⑨ しかも、李大師が、^② 自分の国のことは詳細に書いても、他国のことは備わらないと指摘するように、南北に偏りなく、「實を失」うことない歴史記述は、これまでの正史では行い得てはいない。南朝・北朝の歴史が、それぞれ自国中心であることを是正し、双方を対照して、「南北史」の記述に矛盾の起こらないよう編集したうえで、何よりも南朝と北朝の正統性をともに唐が継承していることを明示しなければならない。

しかし、李延壽は、「南北史」を^③ 『吳越春秋』に準えて、編年體で書きたいとの李大師の思いをそのまま継承することはなかった。

『吳越春秋』は、後漢の趙曄が撰した後、楊方・皇甫遵が手を加えたものが現行本とされる、人物を中心とした編年體の通史である。^⑩ 清の紀昀の『四庫全書總目提要』に、「未だ多く附會を免れず(未免多所附會)」、「尤も小説家の言に近し(尤近小説家言)」と評されるように、物語的な通史で分かりやすい。^⑪ 李延壽は、父の同様、人物を中心とした物語的で分かりやすい通史を目指したと考えてよい。

このため「南北史」は、ともに詔令や上奏文の多くを削って叙事に重点を置き、記述の総量はもとにした斷代史の半分ほどであるが、^⑫ そこには見られない記述も多い。その際、李延壽が規範とした體例は、『吳越春秋』ではなく、『史記』であった。李延壽は、「南北史」編纂の経緯を記した上奏文の中で、次のように述べている。

凡そ八代、合はせて二書と爲す。一百八十卷、以て①司馬遷の史記に擬ふ。此れ八代に就く。而るに梁・陳・齊・周・隋の五書は、是れ貞觀中に敕撰せらるるも、十志未だ奏せざるを以て、本猶ほ未だ出でず。然るに其の書及び志、始末は是れ臣の修むる所なり。臣既に夙に慕尚を懷き、又備へて尋聞するを得、^②私かに抄録を爲すこと、一十六年、凡そ獵略する所、千有餘卷なり。連ねて改定を綴り、止めて一手に資らば、故に時序に淹れ、今に迄りて方めて就る。^③唯だ遺逸を鳩聚して、以て異聞を廣め、別代を編次し、共に部秩と爲す。其の冗長を除き、其の菁華を括る。文の安ずる所の若きは、則ち因りて改めず、敢て苟しくも下愚を以て、自ら管見を申べず。^④

李延壽は、『南史』と『北史』の二書を①司馬遷の『史記』の體例に準えて著した。すでに正史が紀傳體と定まり、自らも正史の編纂に関与している以上、『吳越春秋』の體例で「南北史」を著すことはできなかつたのである。

また、李延壽は、『南北史』を編纂するにあたり、②「千有餘卷」の書を涉獵し、③「遺逸」を集めて、「異聞」を広めた、という^④。「千有餘卷」の具体的な内容については、「自序」の上奏文より前に置く文章で、次のように述べている。

又此の八代の正史より外、更に雜史を正史の無き所に勘する者一千餘卷、皆以て編入す。其の煩冗なる者は、即ち之を削去し、始末修撰すること、凡そ十六載。宋より始め、凡そ八代、

北史・南史の二書と爲す。合はせて一百八十卷なり。^⑤ 李延壽は、「遺逸」を集めて、「異聞」を広めるために、「雜史」を校勘したという。李延壽も編纂に関与した『隋書』經籍志の史部雜史には、『吳越春秋』を著録する。父の遺志を繼承した、ということであろう。ただし、『隋書』經籍志の史部雜史に著録される書籍は、すべてで「九百二十七卷」であり、「千有餘卷」には足りない。となれば、李延壽のいう「雜史」には、史部雜傳に著録される書籍も含まれよう。

それは、雜傳に著録される「○○別傳」という書籍群が、『三國志』に注をつけた裴松之が「異聞」を集める資料として、多く依拠したものである^⑥。そして、史部雜傳には、東晉まで多く書かれた別傳に代わって著されていく、多くの「家傳」が著録されている。多賀秋五郎によれば、『隋書』經籍志に収録されないものまで含めると、二百七十七種の家譜・家傳の存在が確認できるといふ。

李延壽は、それらから「異聞」を集め、国家の興亡を超えた家傳の集合体として列傳を著した。父の望んだ編年體から紀傳體に変更した理由は、列傳として家譜・家傳を表現できることにもある。それではなぜ、李延壽は、家譜・家傳を重視したのであるか。そこには、『貞觀氏族志』の編纂がある。

二、『貞觀氏族志』の編纂と正史

唐における国家的身分制としての貴族制を可視化した『貞觀氏族志』は、貞觀六（六三二）年に完成した。しかし、太宗の意に叶わず、再編纂を命じられた⁽¹⁸⁾。『貞觀氏族志』は、唐の基準に従って貴族の家柄を九等に格付けしたものであるが、初奏本では、博陵の崔民幹が第一等とされていたためである⁽¹⁹⁾。そのため、貞觀十二（六三八）年に完成した再奏本では、崔民幹は第三等とされた。なお、その際、初め第三等とされた皇族の李氏が第一等にされた、と日本では内藤湖南以来説かれてきたが、それが後世の史料に拠った誤謬であることは、川合安が明らかにしている⁽²⁰⁾。また、川合によれば、『貞觀氏族志』の編纂を伝える『貞觀政要』・『舊唐書』・『唐會要』・『新唐書』・『資治通鑑』では、それぞれ字句に差異はあるものの、崔民幹が第一等から第三等とされ、皇室の李氏に触れないことは共通している。ここでは、最も成立年代が古い『貞觀政要』により、『貞觀氏族志』の編纂過程を追いながら、李延壽の「南北史」との関わりを考えていこう。

『貞觀政要』は、『貞觀氏族志』が編纂される原因となった太宗の発言から、その編纂過程を描いていく。

貞觀六年、太宗 尚書左僕射の房玄齡に謂ひて曰く、「比⁽²¹⁾山

東の崔・盧・李・鄭の四姓、累葉 陵遲すと雖も、猶ほ其の舊

地に恃み、好みて自ら矜大たりて、稱して士大夫と爲すこと有り。毎に⁽²²⁾女を他族に嫁がしむるに、必ず廣く聘財を索め、多きを以て貴と爲し、數を論じて約を定むること、市賈に同じ。

甚だ風俗を損ひ、禮經を紊^{みだ}すこと有り。既に輕重 宜しきを失すれば、理として須く改革すべし」と⁽²¹⁾。

太宗は、房玄齡に対して、①「山東の崔・盧・李・鄭の四姓」が、代々高い官職に就いていないのに、旧来の門地を頼み、自ら誇つてゐる。そして、②娘を他族に嫁がせるときに、必ず「聘財」（結納金）を求め、その額により婚姻を定めることは商人と同じで、「禮經」を乱すこと甚だしい、と述べた。太宗は、山東の四姓が唐の官僚として高い地位にないにも拘らず、社会において閉鎖的婚姻圏を持ち、その文化資本を「聘財」という経済資本に転化していることを問題とする。すなわち、山東貴族の持つ、唐から自律した社会的権威を批判しているのである。

こうした太宗の思いは詔となり、『貞觀氏族志』が編纂される。

乃ち⁽²³⁾吏部尚書の高士廉、御史大夫の韋挺、中書侍郎の岑文本、禮部侍郎の令狐德棻らに詔して、⁽²⁴⁾姓氏を刊正するに、普く天

下の譜牒を責め、兼ぬるに史傳に據憑し、其の浮華を剪り、其の眞僞を定め、忠賢なる者は褒進し、悖逆なる者は貶黜して、撰して氏族志を爲らしむ。士廉ら氏族の等第を進定するに及び、遂に崔幹を以て第一等と爲す⁽²²⁾。

『貞觀氏族志』の編纂にあつた①高士廉・韋挺・岑文本・令狐

徳業のうち、岑文本は令狐徳業を助けて、五代史の一つ『北周書』の編纂に当たっており、令狐徳業は『北周書』を著したほか、五代史全体の總監諸代史であった。『北周書』を含む五代史は貞觀十(六三六)年、すなわち貞觀六(六三二)年の『貞觀氏族志』と貞觀十二(六三八)年の改訂本の間に完成している。山下将司は、唐室の權威を西魏時代に求める八柱國・十二大將軍の新秩序が『北周書』卷十六の史臣曰くの形で表示され、それに基づいて改訂本『貞觀氏族志』も唐室を第一等に位置づけた、とする⁽²³⁾。すでに述べたように、唐室を第一等と明記しないことは川合の指摘通りである。それでも八柱國・十二大將軍の新秩序は、李延壽の『北史』にも継承されるため、三で改めて検討したい。

李延壽は、『貞觀氏族志』の完成後、令狐徳業の引きで『晉書』の編纂に参加しており、⁽²⁴⁾『貞觀氏族志』が、②「姓氏を刊正」、すなわち貴族を九等に分けていく際に、「天下の譜牒」と「史傳」とが典拠とされ、その「眞僞を定」めたことを知っていた。それ以前には、敬播・顔師古・孔穎達のもとで齊・梁・陳史の編纂に従事し、⁽²⁵⁾やがて褚遂良のもとで『隋書』の編纂にも携わっていく⁽²⁶⁾。李延壽はそうした中で、南北朝を問わず、貴族の家譜を調べ、史傳を集めることを通じて、貴族の家ごとに列傳を立てる「南北史」の構想を考えて史料収集に務めた。さらに李延壽は、高宗の顯慶元(六五六)年、『隋書』に志として加えられた『五代史志』三十卷にも、⁽²⁷⁾長孫無忌のもと于志寧・李淳風・韋安仁と共に撰述にあつたっている。

李延壽「南北史」の大一統

したがって、李延壽が「南北史」において貴族の家傳・家譜を史料としながら列傳を編纂する際には、『貞觀氏族志』の再編を命じた太宗の次のような方針を規範としよう。

太宗 謂ひて曰く、「我 山東の崔・盧・李・鄭と舊より既に嫌無し。^①其の世々代々衰微し、全く官宦無きも、猶ほ自ら士大夫と云ひ、婚姻の際には、則ち多く財物を索め、或いは才識庸下なるも、而も僣仰して自ら高く、松檟に販鬻し、富貴に依托するを爲すは、^②我 解せず 人間 何爲すれぞ之を重んず且つ士大夫は^③能有り功を立て、爵位 崇重せられ、善く君父に事へ、忠孝 稱せらる可く、或いは^④道義 清素にして、學藝 通く博ずれば、此れ亦た門戸と爲すに足り、天下の士大夫と謂ふ可し。今 崔・盧の屬、惟だ遠業の衣冠を矜るも、寧ろ當朝の貴と比せんや。公卿より已下、何ぞ多く錢物を輸し、兼ねて他に氣勢を與へ、聲に向かひ實より背きて、以て榮と爲すを得るに暇あらんや。^⑤我 今 氏族を定むる者は、誠に今朝の冠冕を崇樹せんと欲すればなり。何ぞ因りて崔幹 猶ほ第一等爲るや。只れ看るに卿ら 我が官爵を賈ばざるや。^⑥數代より已前を論ぜず、只だ今日の官品を取り、人才に等級を作れ。宜しく一たび量定して、用て永則と爲すべし」と。遂て崔幹を以て第三等と爲す。十二年に至り、書成り、凡そ百卷、天下に頒つ。⁽²⁸⁾

太宗は、山東四姓の「崔・盧・李・鄭」が、代々衰えて、①唐の

官僚として高位に就かないにも拘らず、②「人間」(世間)において、なぜ尊重されるかを理解できないとする。国家とは別に社会で成立する貴族の自律的秩序を承認しないのである。⁽²⁹⁾西晉において州大中正の制に五等爵制を組み合わせることで構築された国家的身分制としての貴族制では、⁽³⁰⁾太宗の主張するように、皇帝のために③功績を挙げ、爵位を受けることこそが、高官を世襲する貴族として必要な条件であった。

また、その一方で、太宗が社会的な存在としての貴族の本質的な存立基盤が、文化の専有にあることを④「道義清素にして、學藝通く博」⁽³¹⁾ずという表現で認めることも興味深い。そうした文化の専有こそ、山東貴族の本来的な存立基盤であったにも拘らず、太宗には唐の文化事業によって、それを国家に収斂しているとの自信があるであろう。⁽³²⁾それが、⑤「今朝の冠冕」を尊重するために、「氏族を定」めたという宣言に現れているのである。太宗にとって、あくまで貴族とは、唐において高位・高官に就いた者のことで、貴族制はこれに従って、序列づけられるべきものであった。

それでは、李延壽は、⑥「數代より已前を論ぜず、只だ今日の官品を取り、人才に等級を作」という太宗の示した貴族制の序列への規範に基づいて、「南北史」を著すことができたのであろうか。

三、史書による大一統

「南北史」とそれが基づいた八代史との間で、大きく異なることは、西魏の扱いである。すでに述べたように、北齊の魏收が著した『魏書』は、東魏→北齊を正統として著されているからである。このため、『貞觀氏族志』の編纂に携わった令狐德棻が編纂した『北周書』は、魏徵が書いた卷十六の「史臣曰く」の文章において、⁽³³⁾唐室の權威を西魏に求める八柱國・十二大將軍の新秩序を提示した。『北史』は、魏徵の文のうち八柱國・十二大將軍の部分だけを引用する。八柱國の終わりまでを掲げよう。

初め、⁽¹⁾魏の孝莊帝 尒朱榮に翊戴の功有るを以て、榮を柱國大將軍に拜す。位は丞相の上に在り。榮敗れしの後、此の官遂て廢る。⁽²⁾大統三年、魏の文帝 復た周の文帝の中興の業を建つるを以て、始めて命じて之と爲す。其の後 功佐命に參じ、望實俱に重き者、亦た此の職に居る。大統十六年より已前、任ぜられし者 凡そ八人有り。⁽¹⁾周の文帝は位 百揆を總べ、都督中外軍事なり。⁽³⁾魏の廣陵王たる欣は、元氏の懿戚、禁闈に從容とするのみ。此の外の六人は、各々二の大將軍を督し、禁旅を分掌し、爪牙・禦侮の寄に當たる。⁽³⁾當時の榮盛、與に比と爲すもの莫し。故に今の門閥を稱する者、咸 八柱國家を推す。今 十二大將軍を并はせ之を左に録す。⁽²⁾使持節・太尉・柱國

大將軍・大都督・尙書左僕射・隴右行臺・少師、隴西郡の開國公たる李虎。使持節・太傅・柱國大將軍・大宗師・大司徒・廣陵王の⁽³⁾元欣。使持節・柱國大將軍・大都督・大宗伯、趙郡の開國公たる⁽⁴⁾李弼。使持節・柱國大將軍・大都督・大司馬、河内郡の開國公たる⁽⁵⁾獨孤信。使持節・柱國大將軍・大都督・大司寇、南陽郡の開國公たる⁽⁶⁾趙貴。使持節・柱國大將軍・大都督・大司空、常山郡の開國公たる⁽⁷⁾于謹。使持節・柱國大將軍・大都督・少傅、彭城郡の開國公たる⁽⁸⁾侯莫陳崇。周文帝と與に八柱國と爲る。⁽³⁴⁾

『北史』の引用する魏徴の文は、柱國大將軍の起源より説明する。①北魏の孝莊帝は、自分を擁立した「尙朱榮」（爾朱榮）に、柱國大將軍の地位を与え、丞相よりも上位に置いた。爾朱氏が滅び、高歡と宇文泰を中心に、北魏が東魏と西魏に分裂すると、二人はそれぞれ柱國大將軍に任ぜられる。しかし、ここで述べられるのは、②西魏の文帝が「周の文帝」（宇文泰）を柱國大將軍に任じたことだけである。(1)北周の文帝（宇文泰）は、自分だけではなく、皇族の重鎮である(3)西魏の廣陵王である元欣と、自分と同じ武川鎮軍閥に属する六名を柱國大將軍とし、これら八柱國の下に十二大將軍を置いた。

引用部分に続けて、『北史』卷六十の史臣曰くは、十二大將軍として元贊・元育・元廓・侯莫陳順・宇文導・達奚武・李遠・豆盧寧・宇文貴・賀蘭祥・楊忠・王雄の名を列挙する。そのうち十一人目に

名の挙がる「使持節・大將軍・大都督、陳留郡の開國公たる楊忠」が、隋の建国者である楊堅の父である。なお、十二大將軍の下に置かれた二十四開府が、府兵制の基礎である。そして、③「八柱國家」（八柱國を出した家）が、門閥の筆頭に位置づけられていたと魏徴は述べている。⁽³⁵⁾

八柱國の序列は、魏徴の文のほか『大唐六典』卷二、『通典』卷三十四、『文獻通考』卷六十四、『資治通鑑』卷一百六十三に記されているが、魏徴の文では、(1)周の文帝（宇文泰）に次ぐ序列第二位に置かれる、唐の建国者李淵の祖父である(2)「使持節・太尉・柱國大將軍・大都督・尙書左僕射・隴右行臺・少師」という官に就き、隴西郡出身の開國公という爵位を持つ李虎の序列だけが、史料により異なる。『通典』・『文獻通考』では(3)元欣の下の第三位、『資治通鑑』では(4)李弼の下の第四位に置かれ、一定しないのである。

これに着目した前島佳孝は、『周書』が李虎を人臣の下に置かないよう史料を操作したとする。そして、官職を検討し、八柱國のうち、李虎・侯莫陳崇以外の六名が北周の官制改革時に六卿に任じられたことを論拠に、少師であった李虎は、少傅であった侯莫陳崇よりは上位であるが、六卿よりは下位の第七位であったとした。⁽³⁶⁾これを承けた、注(23)所掲山下論文は、「八柱國」そのものを唐代の創作とする。唐が自己の權威を高めるために、八柱國・十二大將軍の成員・序列を創出し、改訂本の『貞觀氏族志』は、これに基づいて再編されたのである。

このように、唐の帝室李氏が西魏以来の正統性を有することを『北周書』は示し、『北史』はそれを継承した。太宗の示した貴族制の序列への規範の一つである「八柱國・十二大將軍」の中で、北周の文帝（宇文泰）を除き、李氏が最高位にあったこと、そして、隋の楊氏は十二大將軍家であり、隋唐革命は本来の序列を回復する正統なものであったことが、ここに明記されたのである。

また、「南北史」の列傳は、一族ごとに列傳をまとめて示す。それぞれの一族の中で、最も古く遡れる人物の後に、その一族の人物を載せるという叙述方式を取るのである。そうした「南北史」の體例について、清の趙翼は、次のように批判している。

其れ子孫を以て祖父の傳に附すの例は、沈約の宋書已に其の端を開く。……若し一人傳を立つれば、而ち其の子孫・兄弟・宗族、有官無官・有事無事を論ぜず、一概に附入す。竟に①人に代はりて家譜を作るに似たるは、則ち魏收より始まる。……

乃ち南北史之に仿ひて更に甚しき者有り。……南北史は則ち其の子孫を並ぶるに、列朝に仕へし者をば、俱に此の一人の後に附す。遂て一傳の中をして、南朝は則ち宋に仕へし者有り、又齊・梁及び陳に仕へし者有らしむ。北朝は則ち魏に仕へし者有り、又齊・周・隋に仕へし者有らしむ。……其の意は以て簡括と爲すも、而るに②史法に非ざるを知究せざるなり。⁽³⁷⁾

趙翼によれば、子孫を父祖の伝に附すことは沈約の『宋書』から、①人に代わって「家譜」を作るようなことは魏収の『魏書』から始

まったという。ただし、これらは未だ一つの国家の内側で行われた。これに対して、「南北史」の特徴は、国家を超えてそれが行われることであり、趙翼は、これを②「史法」ではないと批判する。

紀傳體の斷代史が正史である時代に生きた趙翼は、「南北史」の體例を批判する。だが、通史の體例に基づき、⁽³⁸⁾国家を超えて貴族を通覽できる「南北史」は、貴族の系譜を調べるには相応しい。南北朝の斷代史より読まれた理由の一つである。

「南北史」よりも先に編纂された『貞觀氏族譜』により九等に分けられた貴族、その歴史を通覧しようとすれば、国家を超えて貴族の系譜を辿れる「南北史」は有用なのである。一つひとつの貴族の家譜を見る必要がないためである。しかし、李延壽は、趙翼の言うように、国家が貴族に代わって「家譜」を作ったわけではない。「南北史」は、それぞれの家譜を国家の記録として収斂し、唐の価値観に基づいて並べ直したものであった。したがって、もともとの家譜が持っていた自分の祖先を飾るような行為は、唐が認めなければ認められない。

たとえば、南朝の皇帝家の事例ではあるが、『南齊書』・『梁書』は、皇帝である梁氏の出自を次のように記している。

太祖高皇帝諱は道成、字は紹伯、姓は蕭氏、小諱は鬪將。漢の相國たる蕭何の二十四世孫なり。⁽³⁹⁾

高祖武皇帝諱は衍、字は叔達、小字は練兒、南蘭陵中都里の人。漢の相國たる何の後なり。⁽⁴⁰⁾

『南齊書』も『梁書』も、蕭氏の起源を前漢の高祖劉邦を輔けた蕭何に求める。これに対して、『南史』はそれを認めず、蕭氏の起源を蕭何に求めることはない。そして「論」において、次のように述べている。

齊・梁の紀の録に據らば、竝び出づるに蕭何よりすと云ふ。

又御史大夫の望之に編つむねて以て先祖の次と爲す。案ずるに何及望之漢に於て俱に勳徳と爲す。而るに望之の本傳此の陳有らず。齊の典の書する所、^①便ち實録じつろくに乖ちがふ。^②近ちか祕書監ひつしよかんの顏師古、經籍を博考し、漢書に注解して、已に其の非を正す。今隨ひて改削すとしか云ふ。⁽⁴¹⁾

『南齊書』・『梁書』は、劉邦と同郷の泗水郡沛縣豊邑出身の蕭何を祖とするだけでなく、前漢の宣帝・元帝に仕えた著名な儒者である東海郡蘭陵縣出身の蕭望之をも南朝の蕭氏の先祖として記す。しかし、『漢書』蕭望之傳には、蕭何を祖とする記録はない。李延壽は、これを①實録ではないと認めない。そして、その論拠として『漢書』顏師古注を挙げ、南朝の正史の誤りを正していることを述べるのである。

『漢書』蕭望之傳の冒頭、顏師古は次のような注をつけている。

師古曰く、「近代の譜牒妄りに相託附し、乃ち望之を蕭何の後と云ひ、昭穆を追次し、流俗の學者共に焉を祖述す。但だ鄭侯は漢室の宗臣、功は高く位は重く、子孫胤緒は具さに表・

傳に詳らかなり。長倩は鉅儒にして學に達し、名節竝びに隆り、

古今を博覽すれば、能く其の祖を言はん。市朝未だ變ぜず、年載遙かに非ざれば、長老の傳ふる所、耳目相接す。若し其の實に何の後を承くれば、史傳寧ぞ詳らかざらんを得んや。漢書既に敘論せずんば、後人焉くにか信を取る所ならんや。然らざるの事は、斷じて識る可し」と。⁽⁴²⁾

顏師古は、蕭何の末裔の系譜は明らかで、また高名な学者である蕭望之なら自分の先祖を知っているはずである。『漢書』が二人の關係を記していないのだから、「近代の譜牒」は信用できない、と断ずる。これを理由に『南史』は、『南齊書』・『梁書』の記述を改訂したのである。

これに対して、石見清裕によれば、⁽⁴³⁾「隴西の李氏」という唐室の系譜や、李淵の妻である竇皇后の祖を「河西の竇氏」とする系譜も、唐の成立後に作られているという。しかし、『北史』は、これを疑うことはない。

このように「南北史」は、「譜牒」すなわち、貴族が持つそれぞれの家譜・家傳を唐の価値観に基づいて国家の記録に収斂しているのである。高敏は、これを家譜の国家レベルでの承認と捉える。⁽⁴⁴⁾「南北史」は、身分的内婚姓として残存する唐の貴族の証明書としての役割を果たしたと考えるのである。首肯し得る見解であるが、その際に、貴族の自律性が失われることにも注目すべきであろう。

このほか、『北史』爾朱榮傳は、『魏書』爾朱榮傳がその悪事を減らし、善事を増したことに對して、爾朱榮の悪事を強調する方向で

書き変えられている。その背景には、「隴西の李氏」が河陰の變において爾朱氏に多く殺されたことがある。⁽⁴⁵⁾『北史』は、唐の帝室である「隴西の李氏」に害を加えた爾朱氏を貶める形で、史書に記録したのである。

さらに、『北史』賀拔允傳は、『魏書』賀拔允傳にはない「其の先魏氏と同じく陰山より出づ（其先與魏氏同出陰山）」という字句を加えて、唐の李氏もその出身である武川鎮の先祖が、北魏の拓跋氏と共に起こった部族連合の酋帥であったことを明示している。⁽⁴⁶⁾

『北史』は、唐の帝室を頂点とする胡族起源の貴族を起源から表現して、その序列を明確にしているのである。

このように李延壽の「南北史」が目指したことは、貴族の家譜・家傳、そして「史」という文化的価値の国家への収斂であった。貴族の自律性、あるいは地域への規制力のもととなっていた家譜・家傳は、ここに国家により統一された。それは、どの地域の何氏という地域性の確定でもある。これらは、八柱國・十二大將軍家を頂点とする北朝系の貴族だけでなく、齊・梁の皇室である蕭氏などの南朝系の貴族に対しても同様に行われた。『北史』だけではなく、『南史』が必要であった理由である。

太宗は、次のような言葉を残していたという。

古より皆 中華を貴び夷狄を賤しむも、朕 獨り之を愛すること
一の如し。故に其の種落 皆 朕に依ること父母の如し。⁽⁴⁷⁾

このような太宗の規範のもと、唐の皇帝の下に胡漢の別を問わず、

すべての民が、そして貴族が序列化されていく。こうした唐の統一を尊重するという意味で、李延壽の「南北史」は「大一統」⁽⁴⁸⁾、一統を尊重するという春秋學の理念を體現した史書であった。高宗が、李延壽の「南北史」を高く評価した理由である。

おわりに

李延壽の「南北史」は、『史記』から始まる「二十四史」の中で、「一家言の書」としての史書の掉尾を飾る。しかし、それはすでに李延壽という個人の史家の見識を示す書ではない。列傳に貴族を家傳・家譜を収斂した際に、李延壽が資料とした家傳・家譜にはそれぞれの家の自律性が含まれていた。それにも拘らず、完成した「南北史」の列傳に記された貴族の歴史は、あくまで唐の貴族としての起源を証明するものであった。「南北史」は、「史」という文化的価値が、正史という形で国家に収斂されていくことを象徴する史書なのである。

南北朝の各国家ごとの斷代史の正史が存在しながら、「南北史」が唐の高宗に高く評価された理由は、李延壽の「大一統」の姿勢にあった。唐の「大一統」へ向けて「南北史」を描かせることで、唐は南北朝のすべての国家の正統性を継承することを明示し得た。また、斷代史の正史が欠けるほど「南北史」が普及した理由は、閉鎖的婚姻圏により保たれる唐の貴族制において、国家が公認した氏族

譜をまとめた「南北史」が、その基準となつたためであつた。

唐は、「南北史」の承認により、南北朝を統一した唐の「大一統」と、唐の「貞觀氏族志」のもと閉鎖的婚姻圏として視覚化されるように編成した国家的身分制としての貴族制の起源を史書として明示し得たのである。

注

- (1) 『文獻通考』卷二百九十二 經籍 史 南史八十卷・北史八十卷に、「崇文總目に、唐の高宗 其の書を善とし、自ら之が序を爲る。序今は闕く（崇文總目、唐高宗善其書、自爲之序。序今闕）」とある。「南北史」の概論としては、高国抗「一部傾向統一的正史―唐李延寿の《南史》《北史》」（暨南学报）哲学社会科学版一九八九―一、一九八九年）が優れている。また、「南北史」に関する中国の研究については、梁麗紅「近三十年来《北史》研究綜述」（《滄桑》二〇一三―一、二〇一三年）、程建華「《南史》《北史》研究述評」（《黑河学院学报》二〇一五―一六、二〇一五年）を参照。
- (2) 浅見直一郎「中国の正史編纂―唐朝初期の編纂事業を中心に」（『京都橘女子大学研究紀要』一九、一九九二年）は、五代史は皇帝・宰相という絶対的な存在が調停・監視する中で編纂されたと指摘する。それは、魏晉期以降、貴族が専有していた「史」という文化的価値を皇帝権力に収斂するために行われたと考えてよい。
- (3) 『隋書』經籍志が、本来の史書の體裁を左傳體と考えながらも、唐の太宗が国家事業として始めた正史の編纂を尊重し、左傳體を古史として、紀傳體・斷代史を原則とする正史の次に位置づけたこと、および史官の墮落に対して規範と成り得る目録の編纂により史學の再興を目指す独自の史學論を持つことについては、渡邊義浩『隋書』經籍志の史學論（『東洋研究』二二七、二〇二〇年）を参照。
- (4) 「南北史」の評価と普及については、瞿林東「《南史》、《北史》散論」（『史学月刊』一九八一―一、一九八一年）を参照。
- (5) ①（李）大師少有著述之志。常以、②宋・齊・梁・陳・魏・齊・周・隋南北分隔、南書謂北爲索虜、北書指南爲島夷。又③各以其本國周悉、書別國竝不能備、亦往往失實。常欲改正、④將擬吳越春秋、編年以備南北（『北史』卷一百序傳）。
- (6) 「索虜」「島夷」と呼び合っていた南朝と北朝が、その一方で文化的な交流を続けていたことについては、吉川忠夫「島夷と索虜のあいだ―典籍の流伝を中心とした南北朝文化交流史」（『東方学报』七二、二〇〇〇年）を参照。
- (7) 渡邊義浩「『宋書』と南朝意識」（『東洋文化研究所紀要』一七八、二〇二〇年）。
- (8) 渡邊義浩「北魏をめぐる史書の展開」（『RILAS JOURNAL』八、二〇二〇年）。
- (9) 西魏↓北周↓隋を正統とする魏澹（撰）『魏書』九十二卷や、唐の張大素（撰）『後魏書』一百卷が編纂された理由である。瞿林東「関于魏澹《魏書》義例之批評思想的批評」（『四川師範大学学报』社会科学版、四五一―四、二〇一八年）を参照。
- (10) 曹林娣「関于《吳越春秋》的作者及成書年代」（『西北大学学报』哲学社会科学版一九八二―四、一九八四年）、倉修良「《吳越春秋輯校滙考》序」（『杭州大学学报』哲学社会科学版一九九六―三、一九九六年）を参照。
- (11) 賀忠「《四庫全書提要・吳越春秋》解題」（『貴陽学院学报』社会科学版二〇〇七―一、二〇〇七年）。
- (12) 大まかに比較すると、『南史』八十卷に対して、『宋書』百卷、『南齊書』五十九卷、『梁書』五十六卷、『陳書』三十六卷で半分以下、『北史』一百卷に対して、『魏書』一百十四卷、『北齊書』五十卷、『周書』五十卷、『隋書』八十五卷で約三分の一となる。また、『南史』は恩倖傳、『北史』は西魏に関する増補が目立つ。なお、高敏「論李延寿《南、北史》的規律性刪

削失当」(『史学史研究』二〇〇二―二、二〇〇二年)も参照。

- (13) 凡八代、合爲二書、二百八十卷、以^①擬司馬遷史記。就此八代。而梁・陳・齊・周・隋五書、是貞觀中敕撰、以十志未奏、本猶未出。然其書及志、始末是臣所修。臣既夙懷慕尚、又備得尋聞、^②私爲抄錄、一十六年、凡所獵略、千有餘卷。連綴改定、止資一手、故淹時序、迄今方就。^③唯鳩聚遺逸、以廣異聞、編次別代、共爲部秩。除其冗長、摺其菁華。若文之所安、則因而不改、不敢苟以下愚、自申管見(『北史』卷二百序傳)。

- (14) 「北史」のうち、「南史」について小説的な要素の強いことは、榎本あゆち「南史」の説話的要素について―梁諸王伝をてがかりとして(『東洋学報』七〇―三・四、一九八九年)に論ぜられている。

- (15) 又從此八代正史外、更勘雜史於正史所無者一千餘卷、皆以編入。其煩冗者、即削去之。始末修撰、凡十六載、始末、凡八代、爲北史・南史二書。合二百八十卷(『北史』卷二百序傳)。

- (16) 渡邊義浩「渡邊義浩「史」の自立―魏晉期における別傳の盛行について」(『史学雑誌』一一二―四、二〇〇三年)、『三国政権の構造と「名士」汲古書院、二〇〇四年に所収)を参照。

- (17) 多賀秋五郎「古譜の研究」(『東洋史学論集』第四、不昧堂書店、一九五九年)、『中国宗譜の研究』上巻、日本学術振興会、一九八一年に所収)。

- (18) 「貞觀氏族志」については、池田温「唐代の郡望表」(『東洋学報』四二―三、四、一九五九、六〇年)、『唐史論攷―氏族制と均田制』汲古書院、二〇一四年に所収)を参照。また、竹田竜児「貞觀氏族志の編纂に関する一考察」(『史学』二五―四、一九五二年)などもある。

- (19) 崔民幹は、太宗の諱を避け、唐の史料では崔幹とする。池田温「貴族の没落」(『唐史論攷―氏族制と均田制』前掲)によれば、崔民幹は当時、黄門侍郎(正四品)で、山東五姓中では殆んど唯一の唐朝高官であった。なお、崔民幹の功績・履歴については、堀井裕之「崔民幹の事跡と『貞觀氏族志』―『崔幹』(崔民幹)墓誌」を手掛かりに(『東アジア石刻研究』三、二〇一一年)を参照。

- (20) 川合安「貞觀氏族志」における皇族の等級(『史朋』四九、二〇一六年)。なお、内藤湖南「概括的唐宋時代観」(『歴史と地理』九一―五、一九二二年)、『内藤湖南全集』八、筑摩書房、一九六九年)をはじめとする「貞觀氏族志」に関する諸研究については、川合論文に整理されている。

- (21) 貞觀六年、太宗謂尚書左僕射房玄齡曰、比有^①山東崔・盧・李・鄭四姓、雖累葉陵遲、猶恃其舊地、好自矜大、稱爲士大夫。每^②嫁女他族、必廣索聘財、以多爲貴、論數定約、同於市賈。甚損風俗、有紊禮經。既輕重失宜、理須改革(『貞觀政要』卷七 論禮樂)。

- (22) 乃詔^①吏部尚書高士廉、御史大夫韋挺、中書侍郎岑文本、禮部侍郎令狐德棻等、^②刊正姓氏、普責天下譜牒、兼據^③史傳、剪其浮華、定其眞僞、忠賢者褒進、悖逆者貶黜、撰爲氏族志。士廉等及進定氏族等第、遂以崔幹爲第一等(『貞觀政要』卷七 論禮樂)。

- (23) 山下将司「唐初における『貞觀氏族志』の編纂と「八柱国家」の誕生」(『史学雑誌』一一二―二、二〇〇二年)。

- (24) 「北史」卷二百序傳に、「右庶子・彭陽公の令狐德棻、又延壽に啟して晉書を修めしめ、茲に因りて復た宋・齊・魏の三代の事の未だ得ざる所の者を勘究するを得たり(右庶子・彭陽公令狐德棻、又啟延壽修晉書、因茲復得勘究宋・齊・魏三代之事所未得者)」とある。

- (25) 「北史」卷二百序傳に、「李」延壽、敬播と與に俱に、中書侍郎の顏師古・給事中の孔穎達の下に在りて刪削す。既に家に舊本有り、思ひて終はり先志に追はんと欲し、其の齊・梁・陳・周・隋の五代の舊事の未だ見ざる所、編輯の暇に因りて、晝夜之を抄録す(李)延壽與敬播俱、在中書侍郎顏師古・給事中孔穎達下刪削。既家有舊本、思欲追終先志、其齊・梁・陳・(周・隋)五代舊事所未見、因於編輯之暇、晝夜抄録之」とある。なお、()は中華書局本の校勘記により補った。

- (26) 「北史」卷二百序傳に、「(貞觀)十七年、尚書右僕射の褚遂良、時に諫議大夫なるを以て敕を奉じて隋書十志を修む。復た敕に準へて延壽を召き撰録せしむ。此に因りて遍く披尋するを得たり(貞觀)十七年、尚書右僕

射楮遂良、時以諫議大夫奉敕修隋書十志。復準敕召延壽撰錄。因此遍得披尋」とある。

(27) 「五代史志」については、渡邊義浩「隋書」経籍志の史学論」(前掲)を参照。

(28) 太宗謂曰、我與山東崔・盧・李・鄭舊既無嫌。爲其世代衰微、全無官宦、猶自云士大夫、婚姻之際、則多索財物、或才識庸下、而偃仰自高、販鬻松檟、依托富貴、^②我不解人問何爲重之。且士大夫有能立功、爵位崇重、善事君父、忠孝可稱、或道義清素、學藝通博、此亦足爲門戶、可謂天下士大夫。今崔・盧之屬、惟矜遠葉衣冠、寧比當朝之貴。公卿已下、何暇多輸錢物、兼與他氣勢、向聲背實、以得爲榮。我今定氏族者、誠欲崇樹今朝冠冕。何因崔幹猶爲第一等。只看卿等不貴我官爵耶。^③不論數代已前、只取今日官品、人才作等級。宜一量定、用爲永則。遂以崔幹爲第三等。至十二年、書成、凡百卷、頒天下(「貞觀政要」卷七 論禮樂)。

(29) 国家とは別の場に成立する貴族の自律的秩序こそ、三国時代の「名士」を起源とする貴族の最も典型的な特徴であることは、渡邊義浩「所有と文化」中国貴族制研究への「視角」(「中国」社会と文化)一八、二〇〇三年、「三国政権の構造と「名士」」前掲に所収、「中国貴族制と封建」(「東洋史研究」六九―一、二〇一〇年、「西晉「儒教国家」と貴族制」汲古書院、二〇一〇年に所収)を参照。

(30) 西晉において州大中正の制に五等爵制を組み合わせることで構築した国家的身分制としての貴族制が成立したことは、渡邊義浩「史」の自立―魏晉期における別傳の盛行について」(前掲)を参照。

(31) 社会的な存在としての貴族の本質的な存立基盤が、文化の専有にあることは、渡邊義浩「所有と文化」(前掲)を参照。

(32) 唐の勅撰事業として行われた「藝文類聚」(類書、高祖の武徳七年、歐陽詢奉勅撰)・「五經正義」(經書、太宗の貞觀十六年、孔穎達奉勅撰)・「帝範」(儒教、太宗の貞觀二十二年、太宗帝御撰)・「群書治要」(政書、太宗の貞觀五年、魏徵奉勅撰)、そして正史の編纂は、こうした唐の文化価値

収斂への努力を示す。

(33) 「文苑英華」卷七百五十四 史論一に、魏徵の「周書八柱國傳論」として「北周書」卷十六の史臣曰くが、すべて引用される。「北史」が継承するものは、本文に引用した「初め」以下の八柱國・十二大將軍の新秩序を描いた部分である。

(34) 初、^①魏孝莊帝以余朱榮有翊戴之功、拜榮柱國大將軍。位在丞相上。榮敗後、此官遂廢。大統三年、^②魏文帝復以周文帝建中興之業、始命爲之。其後功參佐命、望實俱重者、亦居此職。自大統十六年已前、任者凡有八人。此外六人、各督二大將軍、分掌禁旅、當爪牙・禦侮之寄。^③當時榮盛、莫與爲比。故今之稱門閥者、咸推八柱國家。今并十二大將軍錄之於左。^④使持節・太尉・柱國大將軍・大都督・尚書左僕射・隴右行臺・少師・隴西郡開國公李虎。使持節・太傅・柱國大將軍・大宗師・大司徒・廣陵王元欣。使持節・柱國大將軍・大都督・大宗伯、趙郡開國公李弼。使持節・柱國大將軍・大都督・大司馬、河内郡開國公獨孤信。使持節・柱國大將軍・大都督・大司空、南陽郡開國公趙貴。使持節・柱國大將軍・大都督・大司空、常山郡開國公于謹。使持節・柱國大將軍・大都督・少傅、彭城郡開國公侯莫陳崇。與周文帝爲八柱國(「北史」卷六十 李弼 宇文貴 侯莫陳崇 王雄傳)。

(35) 陳寅恪「唐代政治史述論稿」(商務印書館、一九四七年)は、魏徵に基づき、この「八柱國家」が西魏から隋唐まで一貫して支配者集団であった「關隴集團」の代表的存在とする。また、布目潮風「隋唐史研究―唐朝政權の形成」(東洋史研究会、一九六八年)、浜口重國「西魏の二十四軍と魏同府」(「東方學報」(東京)八、九、一九三八、三九年)、秦漢隋唐史の研究」上巻、東京大学出版会、一九六六年に所収)も、同様に、「八柱國家」を西魏以来の門閥であるとする。

(36) 前島佳孝「西魏・八柱國の序列について―唐初編纂奉勅撰正史に於ける唐皇祖の記述様態の一事例」(「史学雑誌」一〇八―八、一九九九年)。また、

前島佳孝「柱国と国公柱国と国公―西魏北周における官位制度改革の一
駒」(九州大学東洋史論集)三四、二〇〇六年、ともに『西魏・北周政
権史の研究』(汲古書院、二〇一三年)に所収を参照。

(37) 其以子孫附祖父傳之例、沈約宋書已開其端……若一人立傳、而其子孫・
兄弟・宗族、不論有官無官・有事無事、一概附入。竟似代人作家譜、則
自魏收始。……乃南北史仿之而更有甚者。……南北史則並其子孫、仕於列
朝者、俱附此一人之後。遂使一傳之中、南朝則有仕於宋者、又有仕於齊・
梁及陳者。北朝則有仕於魏者、又有仕於齊・周・隋者。……其意以爲簡括、
而不知究非史法也(『二十二史劄記』卷十 南北史子孫附傳之例)。

(38) 宮岸雄介「李延寿の史学観―通史という書法をめぐって」(富士大学紀
要)三一―二、一九九八年)は、『南北史』で尊重された通史の體例が、
唐中期の『史記』の復権に繋がったと指摘する。

(39) 太祖高皇帝諱道成、字紹伯、姓蕭氏、小諱鬪將。漢相國蕭何二十四世孫
也(『南齊書』卷一 高帝紀上)。

(40) 高祖武皇帝諱衍、字叔達、小字練兒、南蘭陵中都里人。漢相國何之後也
(『梁書』卷一 武帝紀上)。

(41) 據齊・梁紀錄、竝云出自蕭何。又編御史大夫望之以爲先祖之次。案何及
望之於漢俱爲勳德。而望之本傳不有此陳、齊典所書、^①便乖實錄。近^②視
書監顏師古、博考經籍、注解漢書、已正其非。今隨而改削云(『南史』卷
四 齊本紀上)。

(42) 師古曰、近代譜牒妄相託附、乃云望之蕭何之後、追次昭穆、流俗學者其
祖述焉。但鄧侯漢室宗臣、功高位重、子孫・胤緒具詳表・傳。長倩鉅儒達
學、名節竝隆、博覽古今、能言其祖。市朝未變、年載非遙、長老所傳、耳
目相接。若其實承何後、史傳寧得弗詳。漢書既不敘論、後人焉所取信。不
然之事、斷可識矣(『漢書』卷七十八 蕭望之傳)。なお、顏師古の『漢書』
注が、異聞を排し、『漢書』に基づき『漢書』を解釈したことは、渡邊義
浩「班孟堅の忠臣―顏師古『漢書』注にみる「史」の「経」への回帰」(東
洋文化研究所紀要)一七二、二〇一七年)を参照。

(43) 石見清裕「唐の建国と匈奴の費也頭」(『史学雑誌』九一―一〇、一九八
二年)。

(44) 高敏「李延寿与《南北史》」(『学習与探索』二〇〇二―二、二〇〇二年)。
また、高敏「《南北史》 撥瑣》序」(『史学史研究』一九九九―一、『南北
史考索』天津古籍出版社、二〇一〇年に所収)も参照。

(45) 熊谷滋三「『魏書』と『北史』の爾朱榮傳について」(『史滴』二七、二
〇〇五年)。なお、張峰「史学理論視野下的唐修正史探析」(『求是学刊』
二〇一八―一六、二〇一八年)、李彪「李昇後裔的遷徙經歷与文化傳承―《北
史・序伝》讀後」(『社会科学戦線』二〇一九―一六、二〇一九年)も参照。

(46) 直江直子「『魏書』の時代と『北史』の時代」(『富山国際大学紀要』七、
一九九七年)。なお、李彪「『北史』中の宗族与北朝歴史系統―兼論中華文
明長存不衰の歴史原因」(『中国社会科学』二〇一六―一五、二〇一六年)も
参照。

(47) 自古皆貴中華賤夷狄、朕獨愛之如一。故其種落皆依朕如父母(『資治通鑑』
卷二百九十八 唐紀二十一年條)。

(48) 「南北史」に唐の「大一統」の気風の影響があることについては、穆德
全「唐初河北史家李延寿的南北統一觀及其《南史》《北史》」(『河北大学学
報』一九八六―四、一九八六年)、陳冬冬・鄭振捷「《南史》、《北史》傾向
統一的歷史觀及其得失」(『社科縱橫』二一―一五、二〇〇六年)などを参照。
こうした見方への反論には、謝保成「傾向統一不是《南史》与《北史》的
主題」(『北京大学学报』哲学社会科学版一九九〇―二、一九九〇年)があ
る。